

更生保護法人ウイズ広島内部通報に関する規程

更生保護法人ウイズ広島

(目的)

第1条 この規程は、更生保護法人ウイズ広島（以下「法人」という。）における不正行為に係る不祥事の防止及びその早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び法人に対する社会的信頼の確保のために内部通報制度を設けて、その運用方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、法人の役員、評議員及び職員（以下「役職員等」という。）に対して適用する。

(通報等)

第3条 役職員等及び法人が行う事業に直接的又は間接的に関係するボランティア、ピアサポーター及び近隣住民（以下「職員等」という。）は、法人又は役職員等の不正行為として次に掲げる事項（以下「申告事項」という。）が

生じ、又は生じるおそれがあるとき、この規程の定めるところによって、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

(1) 法令又は定款に違反する行為

(2) 役職員等又は取引先、その他利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為

(3) 法人の内部規程に違反する行為

(4) 法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為

(5) 法人、役職員等又は取引先、その他利害関係者に重大な損害を生じさせるおそれがある行為

2 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員等は、この規程にもとづき、公正、適切に通報等行うように努める。

3 通報等を行った者、通報等を行った者に協力した役職員等及びその通報等にもとづく調査に関与した役職員等（以下「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。

(通報等の方法)

第4条 役職員等は、次に定める内部通報窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

- (1) 法令等の遵守に関する規程に定める法令遵守は事務局長又は統括担当者（以下「事務局長等」という。）
- (2) 監事
- (3) 外部機関

2 契約又は法人の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程による通報等を妨げない。

（内部通報窓口での対応）

第5条 事務局長等又は監事は、申告事項について受け付けたとき、法人の法令等の遵守に関する規程第7条の規定にもとづいて、公正、適切に対応する。

2 通報等を受けた事務局長等は、通報等を受けた日から14日以内に、通報等を受けた事項について調査する旨の通知、又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には、その理由を明らかにして、調査を行わない旨の通知を通報した人に通知する。ただし、通報した人がその通知を希望していない場合、匿名による通報等のため通報者への通知が困難な場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（公正公平な調査）

第6条 通報等を受けた監事、統括担当者は、通報等の内容（通報者の氏名、通報者を特定できる情報（以下「通報者特定情報」という。）を、速やかに事務局長（ただし、その通報等が理事の不正行為に係るものである場合は除く。）に報告する。

2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「通報等調査」という。）は、速やかに事務局長が原則として実施する。ただし、統括担当者において通報等調査を実施することが適切と認めるときは、通報等の調査をさせることができる。

3 通報等調査は、公正、かつ公平、適切に行う。

4 役職員等は、特別の事情がある場合を除いて、通報等調査に対して協力しなければならない。

5 通報等を受けた事務局長等は、通報した人との間で通報者特定情報について役職員等を開示内容及びその範囲について合意なく開示できない。ただし、匿名による通報等であるため通報した人との協議が困難なとき、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(調査結果の通知等)

第7条 通報等調査を担当した者（以下「調査担当者」という。）は、通報等の調査結果について、速やかに事務局長等及び理事長に対して報告する。

- 2 事務局長等は、通報等にもとづく調査の後、遅滞なく通報した人にその内容を通知する。
- 3 前各項の通知に際しては、通報等の対象になった人の人権を侵害しないように配慮する。

(調査結果にもとづく対応)

第8条 事務局長等は、調査の結果、不正行為を認める報告を受けたとき、速やかに法令遵守委員会（以下「委員会」という。）に報告して問題を提起し、不正行為があるとき、委員会においてを中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等必要な措置を執る。

- 2 通報した人等が調査の対象となる申告事項に関与していたとき、懲戒処分その他の取扱いにおいて、協力等関与をしたことを斟酌することができる。
- 3 事務局長は、通報等調査の結果及びその対応等の概要（ただし、通報者等の氏名は除く。）を、速やかに理事会に報告して公表する。

(情報の記録と管理)

第9条 通報等を受けた事務局長は、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を記録して保管する。ただし、通報者に関する情報が、第6条第5項の規定にもとづき合意又は許容される範囲を越えて開示してはならない。

- 2 通報等を受けた事務局長等、委員会に関与する者及び通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない。
- 3 役職員及び評議員は、事務局長に対して、通報した人の特定情報の開示を求めない。

(不利益処分等の禁止)

第10条 法人の役職員及び評議員は、通報したこと、通報した人に協力したこと、又は通報等によって調査に関与したことを理由に、その者に不利益な処分又は措置を執らない。

(懲戒等)

第11条 次に掲げる者は、その情状によって懲戒処分に処する。

(1) 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等をしたとき

(2) 第9条第2項に規定する者が通報した人等の氏名、通報等に係る情報を開示、又は漏洩したとき

(3) 役職員等が通報した人等の氏名等の情報を開示するように求めたとき

2 懲戒処分は、役員（監事を除く。）の場合、戒告。職員の場合は、別に定める職員就業規則第41条によって、譴責、減給、出勤停止、諭旨退職又は懲戒解雇にする。

3 前項の懲戒処分は、委員会の意見をきき、理事会、評議員の議決を経て理事長が行う。

（内部通報制度に関する周知説明）

第12条 法人は、役職員等に対して公益通報者保護制度を含む内部通報制度を継続的に周知説明する。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月18日から実施する。